

廃棄物の法分類 – 特別管理廃棄物 –

主な分類		概要
特別管理一般廃棄物	PCB使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品
	ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
	ダイオキシン類含有物	ダイオキシン特措法の廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/g以上含有するばいじん、燃え殻、汚泥
	感染性一般廃棄物 *	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類(難燃性のタールピッチ類等を除く)
	廃酸	pH2.0以下の廃酸
	廃アルカリ	pH12.5以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物 *	医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが付着等した汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類 (ポリ塩化ビフェニールが染み込んだものは業種の指定なく対象となる)
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物の処理物で一定濃度以上PCBを含むもの★
	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥★
	鉛さい	重金属等を一定濃度以上含むもの★
	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設から生じたもので飛散するおそれのあるもの
	ばいじん又は燃え殻 *	重金属等及びダイオキシン類を一定濃度以上含むもの★
	廃油 *	有機塩素化合物等を含むもの★
	汚泥、廃酸又は廃アルカリ *	重金属、有機塩素化合物、PCB、農薬、セレン、ダイオキシン類等を一定濃度以上含むもの★

出典:環境省HP「特別管理廃棄物規制の概要」

(備考)

これらの廃棄物を処分するために処理したものも特別管理廃棄物の対象

*印:排出元の施設限定あり

★:医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの